

中小事業者等が新規取得した 先端設備等に係る課税標準の特例について ＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

名古屋市

中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した一定の資産に係る固定資産税（償却資産）について、3～5年間軽減されます（地方税法附則第15条第44項）。

適用条件を確認のうえ、資産を取得した翌年の1月1日から1月31日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、必要書類を添付して、資産が所在する区を担当する市税事務所に提出してください。

特例対象資産

以下の条件を満たすもの

＜条件＞

- ① 名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したものであること
- ② 生産、販売活動等の用に直接供するもの
- ③ 中古資産でないもの
- ④ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの
- ⑤ 以下の表の条件を満たすもの

資産の種類	取得期間（※）	用途または細目	1台1基または一の取得価額
機械装置	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	全て	160万円以上
工具		測定工具および検査工具	30万円以上
器具備品		全て	30万円以上
建物附属設備 (家屋と一体となって効用を 果たすものを除く。)		全て	60万円以上

※ただし、先端設備等導入計画認定後に取得したものに限りします。

特例内容

- ・従業員に対する賃上げ方針を計画内に記載し表明した場合：
令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産
→5年間、課税標準額を3分の1に軽減
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産
→4年間、課税標準額を3分の1に軽減
- ・賃上げ方針の表明なしの場合：3年間、課税標準額を2分の1に軽減

特例対象者

個人：常時使用する従業員数が1,000人以下である方。

法人：資本金の額または出資金の額が1億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人。

※以下のいずれかに該当する法人（みなし大企業）は、特例措置の対象外です。

- (1) 同一の**大規模法人**(資本金が1億円を超える法人等)に発行済株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人。
- (2) 2以上の大規模法人に発行済株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人。
- (3) 他の通算法人のいずれかが下記の要件に該当する場合における通算法人
 - ア 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)または(2)に該当する法人
 - イ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人

提出書類

以下の書類をすべて添付し、償却資産申告書を提出してください。

- ・先端設備等導入計画の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し

※賃上げ方針の表明をしている場合は、加えて以下の書類も必要です。

- ・賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し

※所有権移転外リース取引の場合は、加えて以下の書類も必要です。

- ・リース契約書の写し
- ・固定資産税軽減額計算書の写し

お問い合わせ先・提出先

○先端設備等導入計画の認定についてのお問い合わせ先

経済局産業労働部中小企業振興課 TEL (052) 735 -2100

○固定資産税に係る特例に関するお問い合わせ先・提出先

(千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区に償却資産をお持ちの方)	
栄市税事務所固定資産税課償却資産担当	TEL (052) 959-3309
〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	
(西区、中村区、中川区、港区に償却資産をお持ちの方)	
本陣市税事務所固定資産税課償却資産担当	TEL (052) 433-4028
〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	
(昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区に償却資産をお持ちの方)	
金山市税事務所固定資産税課償却資産担当	TEL (052) 324-9809
〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	

(令和6年4月現在の法令に基づいて作成しています)